

第 7 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月25日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号
株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長 川田 憲治

中間貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	189,032	預 金	9,015,091
コ ー ル ロ ー ン	306,044	譲 渡 性 預 金	130,820
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	59,954	コ ー ル マ ネ ー	55,847
買 入 手 形	60,000	借 用 金	105,200
買 入 金 銭 債 権	76,618	外 国 為 替	582
商 品 有 価 証 券	20,519	社 債	95,000
有 価 証 券	2,768,530	そ の 他 負 債	80,299
貸 出 金	6,180,473	未 払 法 人 税 等	4,380
外 国 為 替	8,201	そ の 他 の 負 債	75,919
そ の 他 資 産	50,714	賞 与 引 当 金	983
有 形 固 定 資 産	58,103	退 職 給 付 引 当 金	888
無 形 固 定 資 産	3,057	そ の 他 の 引 当 金	4,769
繰 延 税 金 資 産	16,699	支 払 承 諾	21,298
支 払 承 諾 見 返	21,298	負 債 の 部 合 計	9,510,780
貸 倒 引 当 金	46,965	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	70,000
		資 本 剰 余 金	100,000
		資 本 準 備 金	100,000
		利 益 剰 余 金	78,225
		利 益 準 備 金	20,012
		そ の 他 利 益 剰 余 金	58,212
		繰 越 利 益 剰 余 金	58,212
		株 主 資 本 合 計	248,225
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,531
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	254
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	13,276
		純 資 産 の 部 合 計	261,502
資 産 の 部 合 計	9,772,282	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,772,282

中間損益計算書 〔平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	109,936
資 金 運 用 収 益	84,972
(うち貸出金利息)	(70,074)
(うち有価証券利息配当金)	(11,311)
役 務 取 引 等 収 益	17,622
そ の 他 業 務 収 益	4,472
そ の 他 経 常 収 益	2,869
経 常 費 用	86,100
資 金 調 達 費 用	14,180
(うち預金利息)	(11,496)
役 務 取 引 等 費 用	9,102
そ の 他 業 務 費 用	4,114
営 業 経 費	37,108
そ の 他 経 常 費 用	21,594
経 常 利 益	23,836
特 別 利 益	615
特 別 損 失	105
税 引 前 中 間 純 利 益	24,346
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,108
法 人 税 等 調 整 額	3,210
中 間 純 利 益	14,447

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
その他	2年～20年
 - (2)無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。
上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,711百万円であります。
 - (2)賞与引当金
賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。
 - (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理
 - (4)その他の引当金
その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりです。

預金払戻損失引当金	2,597百万円
-----------	----------

負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。

信用保証協会負担金引当金	1,944百万円
--------------	----------

信用保証協会の責任共有制度や提携商品における負担金として、将来発生する費用を見積もり、計上しております。
- 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
- 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 連結納税制度の適用
株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響はありません。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「其他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は59,953百万円で、すべて(再)担保に差し入れております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は5,342百万円、延滞債権額は74,623百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払が遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は5,143百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は20,278百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は105,387百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,180百万円であります。
- 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	買入手形	60,000百万円
	有価証券	2,052,367百万円
	貸出金	18,023百万円
担保提供資産に対応する債務	預金	45,769百万円
	借入金	23,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券139,384百万円を差し入れております。また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は205百万円、敷金保証金は3,051百万円あります。

- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,254,687百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,243,808百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 49,317百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金82,000百万円が含まれております。
- 社債は、全額劣後特約付社債であります。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は40,408百万円あります。
- 1株当たりの純資産額 68,816円33銭
- 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は10.51%であります。

(中間損益計算書関係)

- 「其他経常費用」には、貸倒引当金繰入額12,238百万円及び貸出金償却6,553百万円を含んでおります。
- 1株当たり中間純利益金額 3,801円87銭
- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
地方債	210,157	213,143	2,986
合計	210,157	213,143	2,986

(注)時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	82,643	132,025	49,382
債券	2,344,609	2,331,496	13,113
国債	2,111,857	2,098,298	13,558
地方債	69,901	70,612	711
社債	162,850	162,584	265
その他	119,102	112,407	6,695
合計	2,546,354	2,575,928	29,574

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間期末における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間期における減損処理額は、93百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

内容	中間貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場内国債券	52,201
非上場株式	4,995

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	22,177 百万円
株式等償却否認	10,180
退職給付関連	7,888
土地評価差額	3,956
その他	5,718

繰延税金資産小計

49,920

評価性引当額

20,287

繰延税金資産合計

29,633

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	4,153
土地評価差額	7,012
その他	1,768

繰延税金負債合計

12,934

繰延税金資産の純額

16,699 百万円